

●香川県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年6月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成20年4月1日	医療法人社団 佐藤医院	坂出市駒止町2丁目1番38号
平成20年4月1日	ソフィア歯科クリニック	坂出市京町1丁目6-26
平成20年4月1日	N P元町調剤薬局	坂出市駒止町2丁目1番40号
平成20年4月1日	京町薬局高瀬店	三豊市高瀬町下麻1382番1
平成20年4月8日	しぶたに歯科医院	観音寺市池之尻町字黒島460-1
平成20年4月20日	鈴木歯科クリニック	善通寺市金蔵寺町744番3